

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	にしおこっぺむら	ふりがな	にしおこっぺむらちくかつせいかけいかく
計画主体名	西興部村	活性化計画名	西興部村地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和2年度～令和6年度 令和2年度～令和2年度	総事業費(交付金)	220,000千円(96,144千円)
活性化計画目標	定住人口の維持・増加	事業活用活性化計画目標	農山漁村への定住促進 定住人口の維持・増加→転出人数の増加の抑制数 3人 ギター出荷本数の増加 1,000本増

計画主体 確認の日付	令和2年4月13日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-----------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		本活性化計画の目標は、「楽器工場」という特殊な(若者が好む職場)木材加工業に着目し、木材の利用促進と若者の定住人口を維持・増加させることで、基本方針にある農山村の活性化を図り定住促進による地域の魅力を高めることとしている。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○		地域内に賦存する木材を利用加工する「楽器工場」の整備であり、生産を増加させることで地域木材の利用が増え、雇用の増により定住人口の維持・増加につながることから交付対象事業として妥当である。

	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		農林業が基幹産業である本村は、木材加工業である、特に若者が就労する楽器工場の整備で、林業の振興と雇用の増加を図るもので、どちらとも定住促進を目標としており整合性は取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	—		該当なし。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○		現在作成中の「第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」に位置付け、令和2年度策定開始の「第5期西興部村総合計画」との整合性を取り進めることとし、活性化区域は「西興部村農業振興地域整備計画区域」としているなど、各種計画施策と連携が図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○		村内の農林業関係者をはじめ、建設業や商工関係などで組織される、「西興部村まち・ひと・しごと創成会議」において、協議され、「第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」に位置付けている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		「西興部村まち・ひと・しごと創成会議」の委員には、女性が複数参画している。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		オホーツク楽器工業(株)は、村が51.2%出資している第3セクターであり、村とオホーツク楽器工業(株)が中心となり、「西興部村まち・ひと・しごと創成会議」での評価検証を受けながら進めることとしている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		どちらとも目標は定住人口の維持・増加であり、事業内容についても、木材加工業の楽器工場の整備による生産性の向上による雇用の増加及び林業の振興であることから整合性は確保されている。

	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	○		「第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」に位置付けている。
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		活性化計画期間はR2～R6年度までの5年間、事業実施期間は1年であるが、整備後の効果を考えると、整備後一定の期間が必要であることからこの期間とした。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○		既存の施設の増強改築のため、特に許認可関係はないものと考えているが、建築確認申請が必要な場合は実施設計実施後申請の予定である。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		交付対象事業費 192,289千円×交付額算定交付率 1/2=96,144千円であり、交付限度額の範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○		本区域は村全体としているが、西興部村農業振興地域整備計画区域」でもあり、市街化区域は存在しない。 農林地面積割合=29,138/30,808=94.6%>80% 農林業従事者割合=110/551=20%>5%

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		今後取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○		実施設計時に構造計算等を行うこととし、建築確認申請は実施設計実施後に許可を得ることとする。また、建設に当たっては建築基準法並びに施行令に準じた設計・監理・施工を行う。

	<p>実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の木材利活用促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設、㉙の地域資源活用起業支援施設及び㉚の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>	○		㉙の地域資源活用起業支援施設であるが、既存の施設の増強改築であり、施設内部の工事及び設備が主体のため、「木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか」においては、一部内装工事及び休憩室新設において木質化とする。
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p>	—		該当なし
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか</p>	○		改築工事であり、増築・合体・古材使用はない。増強設備工事が主体であり基準は満たしている。また、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は交付対象としない。
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか</p>	○		<p>本施設は、平成3年3月取得、鉄骨平屋建（鉄骨7mm以上。）であり、法定耐用年数を一部経過している施設であるため、以下のとおり耐用年数を算出する。</p> $(\text{法定耐用年数一部経過した年数}) \times \text{経過年数} \times 20\% = (31-29) + 29 \times 20\% = 7.8 \text{年}$ <p>以上より、耐用年数は5年以上である。 今回取得する機械・装置は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①オイル塗装システム 一式 ②エアシャワー 2台 ③ベルトコンベアー 一式 ④集塵装置改造 一式

				⑤蒸気ボイラー 一式 以上の機械・装置は、減価償却資産の耐用年数表から木材・木製品（家具を除く。）製造業用設備にあたり耐用年数8年である。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○		農山漁村振興交付金費用対効果算定要領第 2 の 3 における、「㊸地域資源活用起業支援施設」の整備であるため、投資効率を 1.0 とみなして算定。
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○		農山漁村振興交付金費用対効果算定要領第 2 の 3 における、「㊸地域資源活用起業支援施設」の整備であるため、投資効率を 1.0 とみなして算定。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○		事業実施主体である「オホーツク楽器工業(株)」は、村が 51.2% 出資している第 3 セクターで、現在の従業員数は 32 名（事務 2、工場 30）である。事業内容は、木材加工（エレキギターの製造）であり、地域に賦存する資源を活用した多様な就業・所得機会の創出に必要となる施設である。（「地域に賦存する資源を活用」は別添資料による）
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		事業実施主体である「オホーツク楽器工業(株)」は、村が 51.2% 出資している第 3 セクターであり、個人に対する交付ではない。また、目的外使用のおそれもない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—		該当なし
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		近隣に類似施設はない。

	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○		ギター製造工場であり、一般の方が利用する施設ではない。年間平均 275 日の稼働日数である。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○		当該施設は、平成 2 年に操業し 30 年を経過する。地域においては、特に若者の就労の場として重要な施設であり、設置位置も忍路子地区で、西興部市街地中心部より約 1 km と近いが、河川を挟み環境的には良好である。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○		長野県松本市のギターブランド「フジゲン株式会社」に、主にエレキギターのボディ部分を出荷する。ここ数年は、安定した出荷ができており、フジゲンからは増産の要望がある。これに向け、工場の増強改築と従業員の増を計画している。令和元年 6 月の株主総時に増強改築の計画を協議し進めており、令和 2 年度株主総会時には、令和 3 年度より順次増産を見込む計画とする。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○		「オホーツク楽器工業(株)」は、村が 51.2%出資している第 3 セクターで、従業員として現在 10 名の女性が従事している。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○		既存施設の増強改築工事で新設でないことや、全体の半分以上が塗装室（専門業者による見積もり）で、村としても積算が困難であることから、業者見積もりとしている。これについては一般競争入札で競争原理を働かせることで担保とする。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		既存施設の増強改修工事として、新設でないことからコスト低減となっている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		附帯施設は交付対象としていない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—		該当なし

	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—		該当なし
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—		該当なし
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○		「オホーツク楽器工業(株)」は、村が51.2%出資している第3セクターで、補助残の3/4を村が補助金として支援する。1/4は会社が調達することとしており、問題はない。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		今回は一般競争入札方式の予定としている。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		平成3年に操業開始した「オホーツク楽器工業(株)」は、村が51.2%出資している第3セクターで、これまで約30年操業を続けており、問題なく管理・運営されている。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○		平成3年に操業開始した「オホーツク楽器工業(株)」は、村が51.2%出資している第3セクターで、毎年6月に株主総会（村が筆頭株主で村長が監査役でもある。）が開催され、事業決算及び事業計画を審議している。また、総会終了後には、議員協議会に報告し承認をいただいている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—		該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	—		該当なし
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	—		該当なし
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○		他の施策において交付対象となる施設でなく、活性化のために必要な施設である。

2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	—		該当なし
------	--	---	--	------

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。